

仕 様 書

1 件名

呉市立図書館開館100周年記念デジタル体験環境コンテンツ制作等業務

2 目的

呉市立図書館が開館100周年を迎えるにあたり、記念事業の一環として、呉市中央図書館において、デジタルに触れ興味を持つことができるようなデジタル体験環境コンテンツを制作する。

これにより、図書館のデジタル環境の整備に新たに取り組み、市民がデジタルに気軽に触れることによる図書館への来館のきっかけを創出し、図書館来館者の満足度の向上につなげることを目的とする。

3 納入場所

呉市中央図書館（呉市中央3丁目10番3号）

4 契約期限等

契約締結の日から令和8年1月31日（土）まで

※なお、現場での機器設置・調整作業については、定期の図書館休館日（毎週木曜日）に行うことを原則とする。

5 業務内容

(1) 事前調査・テストの実施

受注者側にて実地調査及びテスト投影を行い、必要な機材、機材設置場所、関係機関との調整事項、法規制等を確認すること。

(2) コンテンツの制作

ア 呉市中央図書館屋内で体験可能な屋内用映像コンテンツ等のデジタル体験環境コンテンツ（以下「コンテンツ」という。）を制作すること。また、コンテンツ制作に当たっては次の点に留意すること。

(ア) 制作するコンテンツは、呉市立図書館開館100周年記念にふさわしい内容とすること。

(イ) コンテンツの制作に当たっては、利用者が楽しむことができ、心に強く残るクオリティを実現すること。

(ウ) 既存施設の屋内での環境整備であることを踏まえ、現状の利用状況等を踏まえた提案とすること。

イ コンテンツは、既製品ではなく受注者が新たに制作すること。なお、コンテンツの使用期間については、期限を設けないことを基本とする。

ウ コンテンツ制作に係る権利関係者との使用許諾の交渉、契約手続等については、受注者において行うこと。

エ 制作したコンテンツの利用に当たって権利関係者への利用料が発生する場

合は、当該利用料相当額を提案額に含めて提案すること。

オ 制作したコンテンツは、実施前に発注者に提案し確認を得ることとし、求めに応じて適宜修正すること。また、確認及び修正に必要な作業時間を設けること。

カ 市ホームページなど広報に使用するためのイメージ画像を作成し、発注者と協議の上、納品すること。

(3) 関係機材の選択及び設置

ア 現地見学会を活用する等、現地の状況を十分に把握し、必要な機材等を選定すること。また、電源線引込みの必要性の有無など、建物設備に新たに構造物が必要な場合は、その構造、配置図等を示すこと。

イ 機材の設置に当たっては、コンテンツの品質が低下することのないよう、能力等に配慮し、適切な器具を選択し、配置すること。

ウ 湿度や温度の対策を講じるなど、設置場所の特性に応じた対応を行うこと。

エ 関係機材及び当該関係機材の設置に係る経費については、本業務に含むものとする。

オ 関係機材については、配置場所を考慮した耐用年数を示すこと。

(4) 運用マニュアルの作成等

維持管理における操作方法、トラブルの対処方法等を整理した運用マニュアルを作成すること。また、当該マニュアルの内容を図書館職員へ研修すること。

(5) PRへの協力

呉市が行う制作したコンテンツを活用した、100周年記念事業のPRに積極的に協力すること。

6 障害に関する対応

運用の開始後1年以内の間に、受注者の行った作業に契約不適合が発見された場合は、連絡に基づき、状況把握、障害箇所の特定、影響範囲の調査及び復旧作業を受注者の責任において行うとともに、同様の障害が発生しないよう予防措置を講じるものとする。

7 納入成果物

以下のものを提出又は納品すること。

- ・コンテンツに係るプログラム、ソフトウェア（当該コンテンツを制御するために必要なソフトウェアを含む）及び当該ソフトウェア等のカタログ・運用マニュアル・保証書・ライセンス情報
- ・コンテンツ利用に当たり設置する各機器のカタログ・取扱説明書・保証書

8 その他

(1) 受注者は、業務を円滑に遂行するため、逐次、発注者と連絡調整を行うこととする。また、コンテンツの内容については、発注者との意見交換の機会を複数回設けること。

- (2) 本業務で得られたコンテンツの所有権、著作権及び利用権は、呉市に帰属するものとする。また、業務期間終了後のコンテンツ利用に係る関係機材一式の所有権は呉市に帰属するものとする。
- (3) 受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書のほか、関係法令を遵守すること。
- (4) 受注者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本業務の内容に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者とで協議し、定めるものとする。